

# 週刊住宅

2019年(平成31年)4月15日号

NO. 2857 (毎週月曜日発行)

年ぎめ購読料 18,500円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 巴ビル

電話03-3234-2050 FAX03-3234-2070

問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

賃貸アパート(イメージ)



「成年後見人に就任した弁護士が横領を働いた」。

## CFネッツ流 新・大家実践塾

### 61 プロ活用の「成年後見制度」

「一つしたニュースをたまたまに耳にする。ただ、このよあることが許されない。うな専門職による横領の件数自体は少なく、横領件数の5%ほどにとどまる。珍しいからニュースになるのだろう。成年後見人の不正のほとんどは親族によるものが多い。こ

ースも、地主の家ではよくあることだが許されない。子どもが成年後見人に就任した場合、つい、それまでの流れで家賃収入を自分のために使ってしまったも、成年後見人を一度就ける。成年後見人に就任する流れは、一生外せないことに加え、成年後見人への報酬も払い続けなければなら

80%近くが親族であるのに、近な親族がいる場合は、対し、成年後見人に就任するのは70%以上が弁護士、司法書士などの専門職だ。これは、今後の専門職が、成年後見人に就任する流れに歯止めをかける一石を投じた考え方も知れない。

## 制度に市民感覚とのズレ

### 最高裁「親族選任が望ましい」

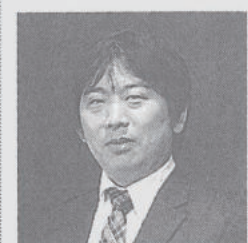
ここで難しいのは、「不正」といっても悪質な犯罪行為ほどの酷さを

持っているものばかりではないことだ。成年後見人が就くと、本人の財産を本人の家族のために使うことも制限される。父親の潤沢な家賃収入を成人した子どもが自分のために使いたいといったケ

このように、成年後見制度と市民感覚にズレが生じてしまう場合は少なくない。裁判所としても専門職を成年後見人に選ぶことが多くなっている。内閣府の調査では、成年後見の申し立てをするのは、後見人にさきわしい身

た、その前提としては、地方自治体に設置予定の親族後見人の支援機関の整備が望まれる。

最高裁判所もこの状態を問題と考えている節がある。後見人にさきわしい身



「道真箱」  
へも「登録」  
「なれご」  
https://ad  
min.prius-  
pro.jp/m/  
kkanetel0/user.php?a=1

鎌倉鑑定 小林 雅裕  
〒247-0056 鎌倉市  
大船2-19-352F

電話 0467-22-77  
72 ファクス 045-  
330-5773 携帯電  
話 080-4196-1  
167  
kobayashi@kkanetel.com  
http://kkanetel.com  
相続情報発信中「相続対策